

五監公告第15号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年10月27日

五 泉 市 監 査 委 員

浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

かわひがし保育園、あさひ保育園、つくし保育園

3. 監査の期間

令和7年7月31日～令和7年9月26日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
事故やトラブル発生時の状況を客観的に記録するため、令和6年度より各保育園等にネットワークカメラを設置しているが、運用に係る要綱やマニュアルが作成されていない。 要綱等に設置の趣旨、運用のルールを明記するとともに、その内容を職員に周知徹底することでカメラを適正に管理運用し、より安心安全な保育環境の整備に努められたい。	直ちに、ネットワークカメラの設置や管理運用の取扱いを明記した「五泉市公立保育施設等における見守りカメラの設置及び管理運用に関する要綱」を制定するとともに、職員に趣旨を周知いたしました。また、カメラを設置している旨並びに管理者の職名を、各施設において見やすい場所に掲示したところです。 今後、この要綱に基づいて適正な管理運用に努め、こどもの安全の確保と安心できる保育教育環境の充実を図ってまいります。